附則第五条の二第十二項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車　同表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値

二　旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車　同表の(2)の窒素酸化物の欄に掲げる値

三　旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる自動車　同表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値

附則第五条の二第十三項中「附則第十二条の三第五項第四号」を「附則第十二条の三第二項第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二第十三項第二号中「第五項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項中「附則第十二条の三第五項第五号」を「附則第十二条の三第二項第五号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

附則第五条の二第十五項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二第十五項第二号中「第十一項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二第十六項第二号中「第五項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項を同条第十三項とする。

附則第六条第二十三項を削り、同条中第二十四項を第二十三項とし、第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り上げ、第二十七項の次に次の一項を加える。

28　政令附則第十一条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充塡するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスペンサーを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクションスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代塀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

附則第六条第二十九項及び第三十項を削り、同条第三十一項中「、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十二項を第三十項とし、第三十三項から第三十七項までを二項ずつ繰り上げ、第三十五項の次に次の一項を加える。

36　政令附則第十一条第十六項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一　法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもののうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの

イ　当該代替車両にあつては一次周波数制御方式（サイリスターにより制御される方式を除く。以下このイ及び次号において同じ。）の導入によりその制御方式が既に事業の用に供されていた車両の制御方式に比べて性能が向上しており、当該非代替車両にあつてはその制御方式が一次周波数制御方式であること。

ロ　当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること（これらの車両が内燃機関を有する場合を除く。次号イ(2)及びロ(2)において同じ。）。

ハ　当該代替車両又は当該非代替車両が客室内に発光ダイオードを光源とする照明器具を有すること。

ニ　当該代替車両又は当該非代替車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

二　法附則第十五条第十六項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両

イ　代替車両又は非代替車両であつて、改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの

(1)　当該代替車両又は当該非代替車両の制御方式が一次周波数制御方式であること。

(2)　当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること。

ロ　既に事業の用に供されていた車両を改良して当該事業の用に供するもののうち、当該改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの（イに掲げる車両を除く。）

(1)　当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であること。

(2)　当該車両が電力回生ブレーキを有すること。

附則第六条第三十八項を削り、同条第三十九項を同条第三十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

38　政令附則第十一条第十七項に規定する総務省令で定める車両は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車とする。

附則第六条第四十項中「附則第十一条第十八項第二号」を「附則第十一条第十九項第二号」に改め、同項第三号中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第十九項第三号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条